



返戻金制度

弊社の紹介により就業したものが就職者本人の事由により退職に至った場合、弊社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとします。

*返金率・詳細・適用等に関しては、各求人者との取引において、変更する場合がございます。

候補者が、甲に入社後3ヶ月以内に自己都合退職した場合には（但し、職務成果、株主変更、組織再編、リストラチャリング、もしくは、同様の雇用変化を除く）、乙は甲に対して次の2つのうち乙の選択によりいずれかの対応を行うものとする。

① 代替候補者の採用コンサルティングを無料にて提供。但し、代替候補者のOTEが元の候補者のOTEよりも高額になる場合、その差額に対して契約内で定める紹介料が発生するものとする。

② 下記の期間に応じ、支払われた或は支払われる手数料を甲に返還するものとする。

- ・ 入社日より1ヵ月以内に雇用が終了した場合：70%
- ・ 入社日より2ヵ月以内に雇用が終了した場合：30%
- ・ 入社日より3ヵ月以内に雇用が終了した場合：10%